

政策会議付議事案書 (令和8年2月2日)

提案課名 学校教育課、保育こども園課

報告者名 坂口 憲、吉藤 直

事案名	国の学校給食費の抜本的な負担軽減への対応等について	資料 有																		
目的・必要性	<p>1 国の制度の概要</p> <p>令和8年度から実施される学校給食費の抜本的な負担軽減では、小学校について月額5,200円を基準額として、「学校給食負担軽減交付金」が交付される予定です。小学校における交付金の基準額については、「毎年給食費に関する調査を実施し、その上で、基準額については、今回の取組の実施状況や物価動向等を踏まえ、適切な額を設定するものとする。」とされています。</p> <p>また、交付額には非喫食者分も含まれ、その取扱いは「学校設置者の判断に委ねる」とされています。</p> <p>2 本市における給食費の現状</p> <p>給食費の額は規則で定めていますが、小学校は平成30年4月から、中学校は給食提供を開始した令和3年12月から、公立認定こども園（以下「こども園」という。）は令和元年10月から、給食費の改定を行っていません。</p> <p>しかし、物価高騰の影響を受け、食材料費が高騰する中で、子育て支援の一環として、保護者に新たな負担を求めることなく、学校給食の質と量を確保するため、令和4年度以降は、物価高騰支援事業（※）を実施していますが、令和7年度の支援の割合は24%相当額となっており、現状、規則で定める月額で給食を提供することは不可能となっています。</p> <p>※消費者物価指数から物価上昇率を算出し、その上昇率相当額を支援するもの。</p> <p>3 必要な対応等</p> <p>小学校の現在の月額は国の基準額を下回っており、満額の交付金を受け取れない可能性があること、また、今後は、国の基準額の変動や物価上昇率を基に、実態に応じて毎年度給食費を改定する必要があると考えられることから、学校給食費の保護者負担の在り方、給食費の改定、非喫食者の取扱い等について、今後の方向性を定めるものです。</p>																			
	<p style="text-align: center;">【現在の給食費】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 20%;">1食当たりの単価</th> <th style="width: 20%;">月額</th> <th style="width: 45%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">小学校</td> <td style="text-align: center;">256円</td> <td style="text-align: center;">4,300円</td> <td>平成30年4月から改定なし</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">中学校</td> <td style="text-align: center;">330円</td> <td style="text-align: center;">5,100円</td> <td>令和3年12月から改定なし</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">こども園 (2号)</td> <td style="text-align: center;">250円</td> <td style="text-align: center;">4,500円</td> <td rowspan="2">令和元年10月から改定なし</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(1号)</td> <td style="text-align: center;">200円</td> <td style="text-align: center;">2,800円</td> </tr> </tbody> </table> <p>令和4年～ 物価高騰支援開始（5%相当額） 令和5年 物価高騰支援実施（10.8%相当額） 令和6年度に向けた改定の検討を開始（検討のみ、改定せず） 令和6年 物価高騰支援実施（15%相当額） 令和7年 物価高騰支援実施（24%相当額）</p>			1食当たりの単価	月額	備考	小学校	256円	4,300円	平成30年4月から改定なし	中学校	330円	5,100円	令和3年12月から改定なし	こども園 (2号)	250円	4,500円	令和元年10月から改定なし	(1号)	200円
	1食当たりの単価	月額	備考																	
小学校	256円	4,300円	平成30年4月から改定なし																	
中学校	330円	5,100円	令和3年12月から改定なし																	
こども園 (2号)	250円	4,500円	令和元年10月から改定なし																	
(1号)	200円	2,800円																		
経過・検討結果																				

- 1 令和8年度以降の給食費について、次のとおり対応すること。
 - (1) 令和8年度の給食費について

小学校については、国の基準額を踏まえて、5,800円に改定する。また、小学校と同様に物価高騰による影響を受けている中学校・こども園についても物価上昇率等を踏まえ、6,900円、5,100円にそれぞれ改定する。なお、金額は目安とし、小中学校においては、学校給食運営審議会に諮り、教育委員会会議で決定する。
 - (2) 小学校における給食費に係る保護者負担の考え方について

国の「学校給食費の抜本的な負担軽減」における基準額を超過する部分について、令和8年度は「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用して公費により負担し、令和9年度以降は、「学校給食負担軽減交付金（基準額）」や「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」が活用できない場合は、公費負担の継続について検討する。
 - (3) 中学校・こども園における給食費に係る保護者負担の考え方について
 - ア 令和8年度は、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、保護者負担を現行の月額に据え置く。
 - イ 令和9年度以降は、引き続き国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」が活用できる場合には、保護者負担を据え置くこととし、活用できない場合又は代替となる特定財源が無い場合には、原則として保護者に負担を求めることとするが、合わせて激変緩和措置を検討する（中学校のみ）。
 - ウ 国の「学校給食費の抜本的な負担軽減」の対象となった場合には、国の定める基準額に応じて、小学校と同様の措置をとる（中学校のみ）。
 - (4) 令和9年度以降の給食費の改定について
 - ア 国の基準額の設定見直し及び物価高騰の状況を踏まえて、必要に応じて毎年度給食費の改定を行うこととする（小中学校）。
 - イ 毎年度の給食費の改定に当たり、国の基準額の変動率及び消費者物価指数から算出される物価上昇率を参考に、学校給食運営審議会に諮り、教育委員会会議で決定する（小中学校）。
 - ウ 国の公定価格の改定に合わせ、給食費の見直しを検討する。なお、給食費を改定する場合には、公定価格と同額とし、公定価格と実質経費の差については、公費負担を基本とする（こども園）。
- 2 小学校における非喫食者への対応について

非喫食者の保護者には、国の基準額を上限として、要綱を策定して昼食代支援のための給付金を給付する。ただし、基準額を超過する部分を公費負担する場合には、基準額に公費負担額を加算した額を上限とする。

今後の取扱い	<p>令和7年度 小中学校の給食費について学校給食運営審議会に諮り、教育委員会会議で決定</p> <p>秦野市学校給食非喫食者代替昼食支援給付金交付要綱（仮称）の策定</p>
	<p>令和8年度 小中学校・こども園の給食費の改定</p> <p>小学校を対象とした国の「学校給食費の抜本的な負担軽減」開始</p> <p>中学校、こども園は「物価高騰支援事業」を継続</p> <p>小中学校・こども園の給食費改定の検討、必要に応じた給食費の改定</p> <p>物価上昇率の算出と「物価高騰支援時事業費」の予算計上</p> <p>こども園における給食費の値上げについて、民間保育所等へ情報提供</p> <p>「秦野市立認定こども園園則」の一部改正（令和8年4月1日施行）</p>
	<p>令和9年度 「学校給食の抜本的な負担軽減」の動向調査</p> <p>小中学校・こども園の給食費改定の検討、必要に応じた給食費の改定</p> <p>物価上昇率の算出と「物価高騰支援事業費」の予算計上</p>

学校給食費の抜本的な負担軽減（いわゆる給食無償化）

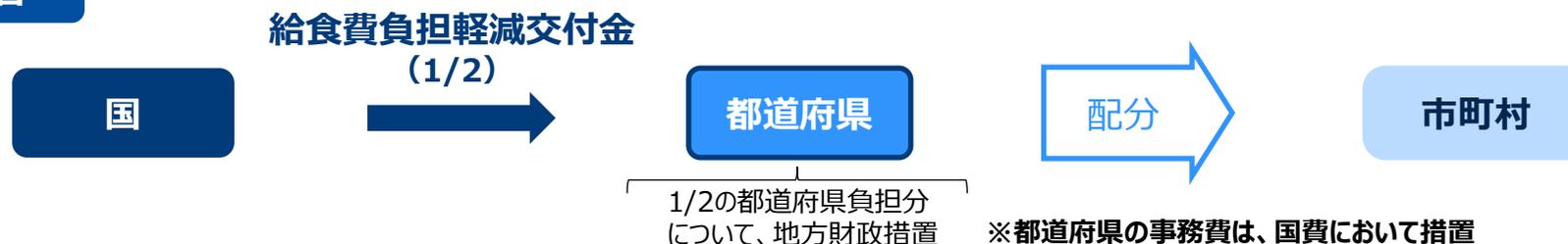
令和8年度予算額（案）

1,649億円

（新規）

子育て支援に取り組む自治体を支援する観点から、各般の合意等（★）に基づき、学校給食費の抜本的負担軽減のための「給食費負担軽減交付金」を創設し、都道府県に対し交付する。（※個人ではなく、自治体向けの支援策）

事業内容



● 小学校段階(公立)の学校給食に係る食材費を支援（国1/2、都道府県1/2）

- 支援額(※1)： 給食実施校の在籍児童数(※2) × 基準額(※3) × 11か月 × 1/2

※1：特別支援学校小学部においては、特別支援教育就学奨励費負担金を優先し、同負担金による支援が基準額に満たない場合、基準額との差額を支援

※2：毎年5月1日現在。また、生活保護の教育扶助、要保護児童に該当する児童を除く。

※3：都道府県からの申請が、右記の額を下回る場合には、その金額

- 基準額を超える部分については、学校給食法に基づき、引き続き、保護者から徴収可能（特色ある給食の提供に係る各省関係事業等も柔軟に活用可能）
- 非喫食者の取扱いについては、学校設置者の判断に委ねる（※交付金については、非喫食者も含めた在籍児童数で算定。）

● 基準額

基準額	小学校・義務教育学校前期課程	特別支援学校小学部
完全給食	5,200円	6,200円
補食給食	4,800円	5,800円
ミルク給食	1,200円	1,200円

完全給食：パン又は米飯等＋ミルク＋おかず

補食給食：ミルク＋おかず

ミルク給食：ミルクのみ

（基準額の考え方）

令和5年度学校給食費調査の全国平均（完全給食の場合、小学校で4,688円）に、近年の物価動向を加味して設定

- ★ 「自由民主党、公明党、日本維新の会 合意」（令和7年2月25日）
- ★ 「学校給食費の抜本的な負担軽減（いわゆる給食無償化）について」（令和7年12月18日自由民主党・公明党・日本維新の会 無償化を含む、多様で質の高い教育の在り方に関する検討チーム）
- ★ 三党合意に基づくいわゆる教育無償化に向けた対応について（令和7年12月19日 文部科学省・総務省・財務省）

（担当：総合教育政策局健康教育・食育課）

給食費の改定（イメージ）

※ 市負担・・・国交付金活用

小学校



中学校



こども園



※こども園（2号）は、公定価格で設定。1号は、2号日額(283円)×0.8×14日。（月額2800円⇒3100円）

学校給食費の抜本的な負担軽減について、三党合意を踏まえた政府の対応についての文書を決定したこと、また、自治体からの御質問を受け付けるフォームを設置したことについてお知らせします。

事務連絡

令和7年12月19日

各都道府県・指定都市教育委員会

総務担当課 御中
学校給食主管課

文部科学省総合教育政策局健康教育・食育課

学校給食費の抜本的な負担軽減への対応を含む「三党合意に基づくいわゆる教育無償化に向けた対応について」の決定等について

今月18日に、「学校給食費の抜本的な負担軽減（いわゆる給食無償化）について」（自由民主党・公明党・日本維新の会 無償化を含む、多様で質の高い教育の在り方に関する検討チーム）が合意されました。

これを踏まえ、本日、「いわゆる教育無償化に関する国と地方の協議の場」を開催し、地方団体との協議を経て、別添のとおり文部科学省・総務省・財務省の連名による「三党合意に基づくいわゆる教育無償化に向けた対応について」を決定しました。

本文書に基づき、引き続き地方自治体の皆様の御意見を十分に尊重しつつ、学校給食費の抜本的な負担軽減に関する制度・事業の設計及び実施に当たってまいりますので、各教育委員会におかれては、引き続き御協力くださいますようお願いいたします。

また、今般の取組の具体的な制度設計や実際の運用等に当たり、現場の皆様が対応可能な仕組みを構築するために、国と地方の相互の連携強化が重要と考えております。このため、まずは地方自治体の皆様から今般の学校給食費の抜本的な負担軽減の取組に関する御質問をいただきたいと考えております。ついでには、以下に記載するURLにフォームを設置しましたので、今般の取組についての御不明点等をお寄せいただければ幸いです。

フォームから送信いただいた御質問も踏まえ（※）、今後、オンライン説明会や意見交換、FAQの作成等を行っていく予定です。

※ 今月25日（木）までに送信いただいた内容で、一回目の集計を行う予定です。

各都道府県教育委員会におかれては、域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対して、このことを周知されるようお願いいたします。

また、本件については、各都道府県、市区町村の首長部局も含めた関係課にも共有いただき、連携して御対応をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

（質問用フォーム）

【都道府県用 質問受付 URL】

<https://forms.office.com/r/efC18ib02A>

【市区町村（指定都市、一部事務組合含む）向け 質問受付 URL】

<https://forms.office.com/r/E5zBXa59Si>

（別添）

- 三党合意に基づくいわゆる教育無償化に向けた対応について（令和7年12月19日 文部科学省・総務省・財務省）

（参考資料）

- 学校給食費の抜本的な負担軽減（いわゆる給食無償化）について（令和7年12月18日 自由民主党・公明党・日本維新の会 無償化を含む、多様で質の高い教育の在り方に関する検討チーム）

【本件連絡先】

文部科学省総合教育政策局
健康教育・食育課 学校給食・食育係
電話：03（6734）2694（直通）
Mail：shoku@mext.go.jp

※学校給食費の抜本的な負担軽減の取組に関する御質問については、原則としてお電話・メールではなく、上記フォームを御活用くださいますようお願いいたします。

三党合意に基づくいわゆる教育無償化に向けた対応について

令和7年12月19日

〔 文 部 科 学 省 〕
〔 総 務 省 〕
〔 財 務 省 〕

三党における議論を踏まえ、令和8年度からの円滑な実施に向け、引き続き地方側の意見を十分に尊重しつつ、以下の方向性を基本として各制度・事業の設計及び実施に当たることとする。

1. 高校教育の振興方策について

○ 趣旨

- ・ 経済的事情による教育格差を是正し、子育て世帯への支援を強化するとともに、多様で質の高い教育機会の確保や選択肢の充実を目指し、高校生等に対する授業料の支援を実施。
- ・ 高校教育が国民的な教育になっていることも踏まえ、所得要件を撤廃し、支給上限額を大幅に引き上げる改正を講じることで、全ての生徒に対し、公私立を問わず多様な学びの選択肢を与える制度となる。

○ 支援対象者の範囲

- ・ 家庭の経済状況にかかわらず支援を実施する。
- ・ 外国籍生徒、外国人学校の扱いについては、現行制度の受給資格を見直し、在留資格を要件とする制度を導入することとし、具体的には、「留学」等の我が国に定着することが見込まれない在留資格者を対象外とする。また、各種学校のうち外国人を指定する制度については、廃止する。
- ・ その上で、在校生（留学生を含む）については、在学関係が続く限り現行制度による支援を継続するとともに、新入生については、従前の制度では対象となっていた者（留学生を除く）には、収入要件の設定を含めて現行制度による支援と同等の水準で支援を行い、留学生には留学政策等の観点から別途の支援を行う。

○ 支給上限額

- ・ 私立全日制は現行 39.6 万円を 45.7 万円とするとともに、私立通信制については、現行 29.7 万円を 33.7 万円とする。

○ 合理性のない授業料値上げの抑止

- ・ 授業料の透明性等を確保するとともに、合理性のない授業料値上げを抑止する仕組みを構築する。

○ 負担割合

- ・ 都道府県は、公立高校の設置者、私立高校の所轄庁として、高校教育を提供する責任があり、高校無償化に一定の責任を有していることから、地方における安定的な財源の確保を前提に、授業料支援である高等学校等就学支援金制度の拡充にあたり、1/4の都道府県負担を導入。

○ 地方負担に関する対応

- ・ 今回の取組に係る地方負担については、地方財政計画の歳出に全額計上するとともに、地方の安定財源を確保した上で、一般財源総額を増額確保。個別団体の地方交付税の算定に当たっても、地方負担の全額を基準財政需要額に算入。
- ・ 具体的には、地方の財政負担を的確に措置するため、各団体における公立高校の生徒数と私立高校の生徒数のそれぞれに生徒一人当たりの支援単価を乗じて算出した額を基準財政需要額に算入し、地方団体に見える形で普通交付税を算定。

○ 公立高校や専門高校等への支援の拡充

- ・ 公立高校や専門高校等への支援について、安定財源を確保した上で、交付金等の新たな財政支援の仕組みの構築や緊要性のある取組等の先行実施に取り組むとともに、公立高校の施設整備等の整備に活用することのできる交付税措置のある地方債を創設。

○ 高校教育の質の確保・向上

- ・ 各学校において、学びの定着度合いや学びの成果を把握し、その結果等を教育活動の改善に活かすとともに公表する仕組みを構築する。
- ・ 私立通信制については、論点を整理し、早急に定時制教育及び通信教育振興法を改正し、多様な生徒たちが取り残されない教育環境の整備を目指す。

○ 安定財源の確保

- ・ 上記の取組を実施するための安定財源については、国の歳出改革や租税特別措置の見直し等によって捻出することを想定。地方分についても、租税特別措置の見直し等による増収分を充てるほか、令和9年度予算編成・税制改正に向けて責

任を持って財源確保を図ることとし、財源確保が完成するまでの間、まずは令和8年度については地方財政措置を通じて適切に対応。あわせて、地方の税財源の充実確保に努める。

○ その他

- ・ 必要な事務費は適切に措置。事務負担の軽減についても検討。

2. 学校給食費の抜本的な負担軽減（いわゆる給食無償化）について

以下の内容に沿って、令和8年4月から小学校段階での学校給食費の抜本的な負担軽減を実施。

○ 趣旨

- ・ 保護者負担の軽減を通じた子育て支援に取り組む自治体への支援として実施。また、農林水産省など関係省庁が連携して、栄養水準の確保や地産地消の推進など、「給食の質の向上」に向けた取組を推進。
- ・ 「いわゆる給食無償化」の表現については、完全な学校給食費の無償化を想起させ、自治体の財政負担の増加を招いたり、逆に予算の制約により給食の質の低下につながったりすることが懸念されるため、今回の取組の趣旨が保護者負担となっている学校給食費の抜本的な負担軽減であることを明確化し、正確な趣旨の周知に取り組む。

○ 支援対象者の範囲

- ・ 給食を実施する公立の小学校（義務教育学校前期課程及び特別支援学校小学部を含む）を支援。
- ・ 給食実施校の児童については、保護者の所得にかかわらず、一律に支援対象。生活保護の教育扶助や要保護児童生徒、特別支援教育就学奨励費の対象となっている児童は、現行制度の適用を優先。
- ・ 給食未実施校に対しては、完全給食実施に向けて必要となる施設整備等について、令和7年度補正予算において先行的に支援を実施。

○ 支援の基準額等

- ・ 完全給食実施校については、令和5年実態調査における平均額に、近年の物価動向を加味し、一月当たり5,200円。

- ・ 毎年給食費に関する調査を実施し、その上で、基準額については、今回の取組の実施状況や物価動向等を踏まえ、適切な額を設定。
- ・ 補食給食・ミルク給食実施校や特別支援学校小学部についても、同様の考え方により基準額を設定。
- ・ 基準額を超える部分については、学校給食法に基づき、引き続き保護者から給食費を徴収することが可能。また、特色ある給食の提供に係る各省関係事業等を柔軟に活用可能とし、各市町村の工夫で更なる負担軽減を行うことも可能。
- ・ 非喫食者の取扱いは、学校設置者の判断に委ねる。

○ 実施方法と学校給食法との関係

- ・ 学校給食法の改正は行わず、自治体に対する予算補助として実施。給食費負担軽減交付金（仮称）の創設により、食材費相当額（給食実施校の在籍児童数に支援の基準額を乗じた額）を対象として支援。
- ・ 必要な事務費は適切に措置。
- ・ 現場が対応可能な仕組みとなるよう、今回の取組の円滑な実施に向け、自治体との意見交換を行い、事務負担の軽減も含めた実務に関する検討を実施。
- ・ 給食費の公会計化等のためのシステム改修等について、令和7年度補正予算において先行的に支援を実施。なお、国からの支援については各自治体において適正に管理する必要があるが、公会計化等の実施を支援の条件とはしない。

○ 安定財源の確保

- ・ いわゆる教育無償化に係る安定財源については、国の歳出改革や租税特別措置の見直し等によって捻出することを想定。地方分についても、租税特別措置の見直し等による増収分を充てるほか、令和9年度予算編成・税制改正に向けて責任を持って財源確保を図ることとし、財源確保が完成するまでの間、まずは令和8年度については地方財政措置を通じて適切に対応。あわせて、地方の税財源の充実確保に努める。

○ 給食の質の向上

- ・ 各自治体の取組を尊重することとし、農林水産業の振興や地方創生の観点からの支援により対応。
- ・ 地産地消やみどりの食料システム戦略推進等に係る農林水産関係事業等の活用

を促すとともに、学校給食における地産地消等の好事例の収集・横展開を進める。

○ 負担割合

- ・ 子育て支援を図るとの制度趣旨や、広域的な支援により財政力の違いによらず各市町村の給食の質を確保すべきとの観点から、地方における安定的な財源の確保を前提に、1/2の都道府県負担を導入。
- ・ なお、人件費（県費負担教職員除く）や施設設備の修繕費といった学校給食の運営に要する経費の負担や、献立作成、食材等の確保は、引き続き、学校設置者である市町村が実施。

○ 地方負担に関する対応

- ・ 今回の取組に係る地方負担については、地方財政計画の歳出に全額計上するとともに、地方の安定財源を確保した上で、一般財源総額を増額確保。個別団体の地方交付税の算定に当たっても、地方負担の全額を基準財政需要額に算入。
- ・ 具体的には、各団体における児童数に児童一人当たりの支援単価を乗じて算出した額を基準財政需要額に算入し、地方団体に見える形で普通交付税を算定。

3. その他

- ・ 子ども子育てに関する国の役割や、ナショナルスタンダードの観点も踏まえて、全国的な支援の在り方を財源も含め、地方団体と協議しながら検討する。
- ・ 今回の進め方を前例としないようにとの指摘を真摯に受け止め、今後、地方にとって重要なテーマについては、関係する地方団体と十分な時間的余裕を持って丁寧に協議することとする。
- ・ 各制度・事業の開始後、一定期間を経た後に、事業の進め方や課題、法制面等について、地方団体を交えて検証。中学校給食についても、小中学校の給食実施状況の違い等も含めた課題の整理を行った上で検討。
- ・ 上記のほか、一連の三党合意と地方団体の意見を踏まえた取組について、真摯に対応。

学校給食費の抜本的な負担軽減（いわゆる給食無償化）について

令和7年12月18日
自由民主党・公明党・日本維新の会
無償化を含む、多様で質の高い
教育の在り方に関する検討チーム

今回の令和7年2月25日、自由民主党、公明党、日本維新の会で締結された三党合意（以下「三党合意」という。）に基づく「いわゆる給食無償化」に向けた支援のために必要となる新たな仕組みの概要とともに、こうした施策を実現するための安定財源の確保、関連する予算案の成立に向けて、責任を持って取り組むことのほか、実現に当たって必要となる国と地方の役割分担の在り方について、以下のとおり合意する。

その際、全国知事会、全国市長会、全国町村会からの要請項目の実現に取り組むとともに、政府に地方と協議し実現するよう強く求めることとする。

1. 趣旨

- ・ 三党合意においては、「子育て世帯への支援を強化する観点」から、令和8年4月から小学校段階における「いわゆる給食無償化」を「地方の実情等を踏まえ」て実施することとしている。
- ・ 今回の取組については、三党合意を踏まえ、保護者負担の軽減を通じた子育て支援に取り組む自治体を支援する。また、農林水産省など関係省庁が連携して、栄養水準の確保や地産地消の推進など、「給食の質の向上」に向けた取組を推進する。
- ・ 一方で、「いわゆる給食無償化」という表現については、完全な学校給食費の無償化を想起させ、自治体の財政負担の増加を招いたり、逆に予算の制約により給食の質の低下につながったりすることが懸念されるため、今回の取組の趣旨が保護者負担となっている「学校給食費の抜本的な負担軽減」であることを明確化する必要がある。この点については、責任を持って正確な趣旨の周知に取り組む。

2. 支援対象者の範囲

- ・ 給食実施が学校設置者の努力義務とされていること、今回の取組は給食費の保護者負担の軽減を通じた子育て支援に取り組む自治体への支援であることから、給食を実施する公立小学校（義務教育学校前期課程及び特別支援学校小学部を含む）を支援対象とする。
- ・ 給食実施校の児童については、保護者の所得にかかわらず、一律に支援対象とする。また、生活保護の教育扶助や要保護児童生徒や特別支援教育就学奨励費の

対象となっている児童については、現行制度の適用を優先する。

- ・ 給食未実施校に対しては、完全給食実施に向けて必要となる施設整備等について先行的に支援を実施する。

3. 支援の基準額等

- ・ 支援の基準額（児童一人当たり）について、完全給食実施校については、令和5年実態調査における平均額（約4,700円）に、近年の物価動向を加味し、一月当たり5,200円とする。また、毎年給食費に関する調査を実施し、その上で、基準額については、今回の取組の実施状況や物価動向等を踏まえて、適切な額を設定するものとする。補食給食・ミルク給食実施校や特別支援学校小学部についても、同様の考え方により基準額を設定する。
- ・ 地産地消や特色のある給食の提供に積極的に取り組む自治体が多いことから、基準額を超える部分については、学校給食法に基づき、引き続き、保護者から給食費を徴収することを可能とする。
- ・ 非喫食者の取扱いについては、その状況も多岐にわたり、現在でも自治体ごとに対応が様々であることから、学校設置者の判断に委ねることとする。

4. 実施方法と学校給食法との関係

- ・ 上記のように、地方の実情等を踏まえた柔軟な対応を可能とすべきであること、また、学校給食法上、給食費は保護者負担とされているが、「自治体等の判断によって補助することを否定するものではない」と整理されていることを踏まえ、学校給食法の改正は行わないこととする。
- ・ その上で、今回の取組については、自治体に対する予算補助として実施することとし、給食費負担軽減交付金（仮称）の創設により、食材費相当額（給食実施校の在籍児童数に支援の基準額を乗じた額）を対象として支援を行うこととする。これに必要な事務費は適切に措置する。
- ・ 今回の取組の実施とあわせて給食費の公会計化の取組を行う自治体に対しては、そのために必要となるシステム改修等について先行的に支援を実施する。なお、国からの支援については各自治体において適正に管理する必要があるが、給食費の公会計化等が実施されていることを支援の条件とはしない。

5. 安定財源の確保

- ・ 今回の取組を恒久的に実施するためには、新たに恒久的かつ安定的な財源が必要であり、現行の教育現場での活動に支障が生じないよう、既存の教育財源を原資とすることなく、国と地方の関係について整理しつつ、その財源確保の在り方と今回の措置とを一体的に実施する。

- ・ 令和 8 年度から新たな取組を円滑に実施するためには、必要な経費が盛り込まれた予算（補正・当初）の成立や、税制による対応も含め恒久財源を確保することが不可欠であり、責任をもって対応する。

6. 給食の質の向上

- ・ 学校給食における給食の質の向上を取り巻く状況は自治体によって大きく異なることから、国で一律に方針等を示すのではなく、各自治体の取組を尊重することとし、農林水産業の振興や地方創生の観点からの支援により対応する。
- ・ また、地産地消やみどりの食料システム戦略推進等に係る農林水産関係事業等の活用を促すとともに、学校給食における地産地消等の好事例の収集・横展開を進める。

7. 国と地方の関係について

令和 8 年度からの実現に当たり、国と地方（都道府県・市町村）の役割分担の在り方及び負担割合について、以下のとおり整理する。

(1) 国と地方の役割分担等

- ・ 今回の取組の主たる目的は、子育て支援の観点から、現在保護者負担とされている食材費に関して保護者の負担軽減を図るものである。その際、以下のような観点からも広域的団体である都道府県にも一定の役割が求められていることを踏まえ、地方における安定的な財源の確保を前提に、1/2 の都道府県負担を導入する。
 - － 学校給食については、その設置者である市町村が実施し、施設設備費や人件費などの負担を担っている一方、都道府県においても、栄養教諭・学校栄養職員の採用・配置・研修等を通じた食育の推進や、主食等の共同調達等を担う都道府県給食会への支援や監督等を行っている。
 - － 今般の物価高騰や少子化の進展等の中にあっても、各市町村の財政力の違いによらず、質の確保された給食を安定的に実施することが求められる。
 - － また、今回の取組は子育て支援の観点から行われるものであるが、他の子育て支援施策においても、国・都道府県・市町村が一定の役割分担の下、それぞれ協力して実施されているところである。
 - － このため、子育て支援を図るとの制度趣旨や、広域的な支援により財政力の違いによらず各市町村の給食の質を確保すべきとの観点からは、広域的団体である都道府県の果たす役割が非常に重要となる。
- ・ なお、人件費（県費負担教職員除く）や施設設備の修繕費といった学校給食の

運営に要する経費の負担や、献立作成、食材等の確保は、引き続き、学校設置者である市町村が実施することで、給食運営全体で見ると、国・都道府県・市町村が一定の役割分担の下、協力して実施する体制が確保される。

(2) 地方負担に関する対応

- ・ 地方負担については、地方財政計画の歳出に全額計上するとともに、地方の安定財源を確保した上で、一般財源総額を増額確保する。個別団体の地方交付税の算定に当たっても、地方負担の全額を基準財政需要額に算入する。
- ・ 具体的には、地方の財政負担を的確に措置するため、各団体における児童数に児童一人当たりの支援単価を乗じて算出した額を基準財政需要額に算入し、地方団体に見える形で普通交付税を算定する。

自由民主党・公明党・日本維新の会
無償化を含む、多様で質の高い教育の在り方に関する検討チーム

<自由民主党>

柴山昌彦 衆議院議員 武部 新 衆議院議員

古賀 篤 衆議院議員

<公明党>

山崎正恭 衆議院議員 下野六太 参議院議員

<日本維新の会>

金子道仁 参議院議員 高木 かおり 参議院議員

以上